

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

隔週水曜日発行

第805号

第80回 れいほく地区あったかハート

ふれあい大会 i 早佐町

嶺北4町村では、地元の関係機関や団体と 緒に なって、障害のある人もない人も自分らしく暮らす ことのできる地域づくりのため れいほく地区障害 者自立支援協議会」を設置し活動しています。

この大会は、その 環として、障害者への理解を よる 層深め、相互の交流と地域への啓発を目的と して開催します。たくさんの方に参加いただき交流 を深めたいと思いますので、お問い合わせの上、こゝ 参加ください。

【日 程】 平成22年12月8日(水)
 【時 間】 12時30分～15時30分
 【場 所】 土佐町保健福祉センター
 あじさいホール

12時30分～ 作品展示・販売
 13時30分～ 開会
 14時30分～ 講演会
 i 分間スピーチ 事業所紹介

講師 森昭木材株式会社
 社長 田岡 秀昭 氏

15時30分～ 閉会
 【問い合わせ先】

健康福祉課 70-110600

2011 れいほく元気プロジェクト

助成金について

【目的】

本年度、れいほく活性化機構が、情報整備事業に携わって得た収益金を地域に還元する。地域内で行われる、様々なボランティア活動やイベントに対し助成することにより、ボランティア活動の活性化を図り、地域が盛り上がる手助けをする。

【申請条件】

本山町、土佐町内に活動の本拠があり、一年以上の活動実績がある団体。

【助成対象】

2011年度に本山町、土佐町内で行われるイベント、事業。

【助成額】

1団体に対し、最大20万円

【申請期限】

12月27日(月)

【問い合わせ先】

れいほくNPO 電話 70-688000

最低賃金改正のお知らせ

○ 高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改訂し、10月27日から施行する予定です。

○ この決定により、10月27日以降分として労働者に支払う賃金は、

1時間642円以下

以下なければなりません。

【問い合わせ先】

高知労働局 賃金課
 電話 0888-888000-60024

相続又は贈与等に係る生命保険契約や

損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

この度、遺族の人が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めようとしたので、お知らせします。

これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めずとなっている人につきましては、その納めずとなっている所得税が還付となります。

必要なる手続き(更正の請求又は確定申告など)を ついていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる人や所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 平成17年分について、早い人は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、早めの手続きをお願いたします。

※ 受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった人も対象となります。

【問い合わせ先】

南国税務署
 0888-888000-62215

献血のお知らせ

献血を行いますので、皆様の協力をお願いします。

よろしくお願いいたします。

実施日時】 12月17日(金)

午前10時～午後1時

午後2時～4時

場所】 保健センター
対象者】 次の条件にかなう人

- ◎ 年齢16才～69才の人。
- ◎ 体重が、男45キロ 女40キロ以上の人。
- ◎ 前回の献血から4週間以上たっている。
- ◎ ヘモグロビン値、血圧測定等で医師が健康と認められる人。
- ◎ 献血日から3日間以内に抜歯していない。
- ◎ 今までの輸血や臓器移植を受けていない。
- ◎ 現在妊娠中、または授乳中でない人、この6カ月間に出産、早流産していない人。

献血量 400ミリリットル

または200ミリリットル

400ミリ献血ができる人は、年齢18才以上、男
女とも体重50キロ以上、前回の献血から男12週間、
女16週間以上たっていること等条件にかなう希望
者です。

※ 献血者等の安全確保のため、献血をお断りする
場合がございます。

問い合わせ先】

保健センター

電話 70-110000

平成22年度小規模農業水利施設

保全緊急対策事業」の要望について

豊単独事業 小規模農業水利施設保全緊急対策事業」は、国庫補助の各種施策の対象とならない老朽化した小規模農業水利施設の簡易な保全対策と、将来にわたる農業生産の維持継続を図るための事業です。この事業は、地域活性化、きめ細かな交付金を活用し、平成23年度予定分を前倒しで実施し、来年度は未実施の予定です。

この事業で既存農業水利施設の改修（保全対策）を要する場合は、12月8日（水）までにまちづくり推進課産業振興班 電話76-3916（まで）連絡ください。

1. 事業実施主体…市町村
2. 補助率： 県50% 町25%
3. 事業要件
受益者 地元 負担25%

4. 事業内容
 - ① 受益者数が3戸以上であること。
 - ② 農業振興地域農用地区域を受益地として、費用対効果「1」以上、受益地面積が80㎡以上であること。

老朽化した既存施設の改修（保全対策）であって、農業生産の継続のために必要な農業水利施設の簡易な整備。施設の新設は基本的に対象外（ため）。

※ 簡易な整備」とは

- 1箇所あたりの工事費が200万円未満であって23年度末までに施工可能なもの。

- 1地区で複数箇所の工事申請も可能であるが、200万円以上と見込まれる工事を単に分割したような箇所の設定は認められない。

年末年始の交通安全運動について

12月10日（金）～平成23年1月9日（日）まで、年末年始交通安全運動が実施されます。

この運動は、年末年始に飲酒の機会が多くなることや交通量の増加などを原因とし、交通事故の多発が予想されることから町民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、一人ひとりが道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故を防止することを目的としています。

○重点目標

- ① 高齢者の交通事故防止
- ② 飲酒・暴走運転の根絶
- ③ 自転車の安全利用の促進

問い合わせ先】

本山町交通安全市民会議

電話 76-22223

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の悩みからの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いを行います。

相談は、委員の自宅を受け付けるほか、毎月第3木曜日（町役場で定期的）に開催される行政相談所でも受け付けています。ぜひ、お気軽に「相談下さい」。

〇つき 12月16日（木） 午前10時～正午

〇つき 本山町役場 階心接室

〇問い合わせ先

行政相談員 曾我部 巧

自宅／本山町本山316番地

電話 76-220007